広島県告示第千七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和八年十一月十六日

広島県知事　横　田　美　香

一　急傾斜地崩壊危険区域の名称

広白岳五丁目十三地区

二　急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	広白岳五丁目十三地区			一三〇七二番三九	標柱一号
				二五一三番一	標柱二号、三号及び五号
				一三〇七二番一六	標柱四号、七号
				一三〇七二番三六	標柱六号
				一三〇七二番一〇	標柱八号